

駐車監視員活動ガイドライン

【下谷 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備考
1	国道4号	日光街道～昭和通り	三ノ輪2-15先	北上野1-5先	7-22	
2	都道105号	尾久橋通り	根岸2-15先根岸小前交差点	根岸2-19先	9-19	
3	主要地方道319号	言問通り	松が谷4-25先金竜小学校前交差点	根岸1-10先	7-22	谷中、池之端、上野桜木地区を除く
4	区道	金杉通り	下谷3-20先昭和通り三ノ輪交差点	下谷2-4先根岸一丁目交差点	8-22	
5	区道	入谷口通り	下谷1-13先言問通り根岸一丁目交差点	下谷1-1先昭和通り	9-19	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備考
1	主要地方道306号	明治通り	日本堤2-36先	根岸5-21先	7-22	
2	主要地方道319号	言問通り	根岸2-23先	谷中1-2先	7-22	谷中、池之端、上野桜木地区
3	区道	日暮里中央通り	下谷3-10先昭和通り	根岸4-12先	8-22	

4	区道	柳通り	下谷2-24先昭和通り	根岸3-23先	8-22
5	区道	うぐいす通り	根岸3-4先言問通り	根岸4-8先	8-22
6	都道452号	三崎坂通り	上野桜木2-10先言問通り上野桜木交差点	谷中3-2先	8-22
7	区道	清洲橋通り	北上野2-30先昭和通り入谷交差点	北上野2-6先東上野五丁目交差点	9-19
8	区道	かっぱ橋本通り	北上野2-1先松が谷二丁目交差点	北上野1-4先	8-22
9	都道462号	国際通り	竜泉1-20先西徳寺前交差点	竜泉2-20先昭和通り三ノ輪交差点	7-22
10	都道	土手通り	三ノ輪1-1先三ノ輪一丁目交差点	三ノ輪1-25先明治通り三ノ輪二丁目交差点	8-22
11	区道	東泉小通り	三ノ輪1-25先明治通り三ノ輪二丁目交差点	三ノ輪1-21先昭和通り三ノ輪交差点	8-22
12	区道	東電横通り	竜泉3-32先土手通り三ノ輪一丁目交差点	竜泉2-17先昭和通り	8-22
13	区道	茶屋町通り	竜泉3-7先	竜泉1-29先昭和通り下谷三丁目交差点	8-22
14	区道	九間通り	入谷2-39先	竜泉2-17先昭和通り	9-19
15	区道	金美館通り	入谷2-21先入谷二丁目交差点	入谷1-18先昭和通り	8-22
16	区道	市場通り	入谷1-1先言問通り松が谷四丁目交差点	入谷1-31先	8-22
17	区道	入谷南公園通り	松が谷3-18先	北上野1-11先昭和通り下谷一丁目交差点	8-22
18	区道	入東交番横通り	松が谷3-12先	松が谷4-27先言問通り松が谷四丁目交差点	8-22
19	区道	左衛門橋通り	北上野2-12先	入谷1-20先入谷一丁目交差点	8-22
20	区道	凌雲橋通り	根岸1-1先言問通り鶯谷駅下交差点	上野7-15先鶯谷駅南口前	8-22
21	区道73号	—	千束2-33先国際通り鶯神社前交差点	入谷1-33先昭和通り	8-22
22	区道37号	—	下谷2-8先昭和通り	根岸3-2先	8-22
23	区道295号	—	竜泉3-34先東電横通り	竜泉3-3先吉原裏通り	8-22
24	区道197号	—	北上野2-32先言問通り	北上野2-3先かっぱ橋本通り	8-22
25	区道298号	—	三ノ輪1-27先明治通り	竜泉3-8先吉原裏通り	8-22
26	祭礼等開催に伴う周辺路線	—	—	—	7-22

重点地域

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	三ノ輪1、2丁目	8-22	
2	竜泉1~3丁目	8-22	
3	入谷1、2丁目	8-22	
4	松が谷3丁目(10番から23番まで)及び4丁目	8-22	
5	北上野1、2丁目	8-22	
6	下谷1~3丁目	8-22	
7	根岸1~5丁目	8-22	
8	日本堤2丁目(36番から39番まで)	8-22	
9	千束2丁目(33番から36番まで)	8-22	

下谷警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)ZENRIN CO.LTD.(Z19LC第285号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。